

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年6月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400687 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500018 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 57 年 8 月 5 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

昭和 57 年 7 月 1 日から同年 8 月 5 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 57 年 7 月 1 日から同年 8 月 5 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から同年 8 月 5 日まで

昭和 57 年 7 月 1 日から A 社に勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同年 8 月 5 日となっており、請求期間に係る年金記録がない。

当時の給与明細書等は保管していないが、請求期間には間違いなく給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社における複数の同僚の回答及び同僚から提出された給与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、当初、昭和 57 年 8 月 5 日と記録されていたものの、商業登記の記録、複数の同僚の回答及び日本年金機構の回答により、同社は請求期間において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 57 年 8 月の厚生年金保険の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の元事業主は不明と回答しているが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400694号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500017号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和52年1月15日から昭和53年5月21日まで
② 昭和53年12月10日から昭和55年12月1日まで

昭和52年1月15日から昭和53年5月20日までの期間はA社に、同年12月10日から昭和55年11月30日までの期間はB事業所において勤務したが、年金記録では、請求期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間①及び②は、いずれの期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該各期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社は、当該期間当時の資料は残っておらず、請求者の同社における勤務が確認できない旨及び当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか否か分からない旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、これらの者から、同社における請求者の勤務をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、前述の被保険者名簿において、請求期間①及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険被保険者の整理番号に欠番は見当たらない上、A社に係る被保険者増減表によると、請求期間①において、3名が被保険者資格を取得し、4名が被保険者資格を喪失しているところ、当該被保険者の増減は、前述の被保険者名簿における被保険者資格の得喪の状況と符合していることを踏まえると、請求者の当該期間に係る記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、当該期間当時の住宅地図において、請求者が記憶する地域に「B事業所」の記載が確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、同事業所は前述の地域に現存しておらず、事業主の所在も不明であるため、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、当該事業所及び事業主に確認することができない。

また、請求者は、自身の紹介で入社したとするB事業所における同僚の姓を記憶しているが、

当該姓のみでは個人を特定することができないため、当該同僚に同事業所における厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することもできない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。